

「セーフティネット住宅入居支援事業」 大家さん・住まいに困窮する方への支援を強化します！

～ 補助額及び各種要件の拡充・緩和を行います ～

福岡市では、入居者を高齢者や低額所得者など、住宅の確保に特に配慮を要する方（＝住宅確保要配慮者）に限定する「セーフティネット専用住宅」として民間賃貸住宅をご登録いただける大家等の皆様を対象に、「住宅改修」「家賃低廉化」「家賃債務保証料低廉化」に要する費用への補助及びセーフティネット住宅に住替える住宅確保要配慮者を対象に、「引越し費用等の初期費用」の一部を補助する「福岡市セーフティネット住宅入居支援事業」を令和2年度より運用し、大家等の皆様の住宅確保要配慮者の受入れ促進及び住宅確保要配慮者の居住環境向上への支援に取り組んで参りました。

新型コロナウイルス感染症の影響等が長期化する中で、住宅確保要配慮者に対して、その実情を踏まえた支援を一層推進するため、令和3年7月15日（木）より、補助額及び各種要件の拡充・緩和を行います。

1 拡充・緩和の主な内容（詳細は別紙をご参照ください）

1 家賃低廉化補助関係

- 入居者が住み続けたまま家賃補助を受けられるよう公募要件を緩和
（※セーフティネット住宅の要件等を満たす住宅に住んでいない方については、居住環境の向上する住宅への住替えを支援【市独自既存施策：補助率 1/2 かつ最大 10 万円】）
- 補助額を戸当たり月額 最大 5 千円 増額（住宅面積が 60 m²以上の住宅）

2 家賃債務保証料等低廉化補助関係

- 孤独死・残置物に係る保険料を補助対象経費に追加

3 改修費補助関係

- 「新たな日常」に対応するための工事を補助対象工事に追加（限度額 100 万円/戸）

2 補助額及び要件の拡充等後の公募期間

令和3年7月15日（木）から令和4年2月10日（木）まで（※改修費補助は令和3年12月10日（金）まで）

3 福岡市ホームページリンク先（当該事業の詳細内容掲載ページ）

- ・ 令和3年度 福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業に係る大家等公募について（令和3年7月15日（木）11時 更新）

URL：https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/sn_nyuukyoshiennjigyou.html

《問合せ・連絡先》

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 柿原・福島

TEL：092-711-4548 FAX：092-733-5589

E-mail：j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

1 家賃低廉化補助関係

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した子育て世帯などへの支援を強化するため、**住宅面積が 60 m²以上の家賃低廉化補助額を最大 5,000 円増額**します。(家賃低廉化補助額の拡充に伴い、家賃上限額も同額引き上げます。)
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した入居者の生活再建及び大家等の家賃滞納による収入減少等を防ぐため、**一定の要件を満たす場合に限り、入居者が住み続けたまま家賃低廉化補助を受けられるよう公募要件を緩和**します。(これまでは入居者の公募が必須)

補助対象者	大家等				
対象世帯	住宅困窮度が特に高い世帯 (政令月収が 12.3 万円以下で一定の要件を満たす世帯)				
補助対象経費	本来家賃と入居者負担額(市営住宅家賃相当額)との差額				
補助限度額等			入居者負担額 (市営住宅家賃相当額)		家賃低廉化 補助額
	住宅 面積	家賃限度額	区分Ⅰ*	区分Ⅱ*	
	18 m ²	39,000 円	9,000 円	10,300 円	最大 30,000 円
	30 m ²	47,900 円	15,000 円	17,300 円	最大 32,900 円
	40 m ²	57,600 円	20,000 円	23,000 円	最大 37,600 円
	50 m ²	65,000 円	25,000 円	28,800 円	最大 40,000 円
	60 m ²	70,000 円 ↓ 72,500 円	30,000 円	34,600 円	最大 40,000 円 ↓ 最大 42,500 円
	70 m ²	75,000 円 ↓ 80,000 円	35,000 円	40,400 円	最大 40,000 円 ↓ 最大 45,000 円
※区分Ⅰ：政令月収 10.4 万円以下、区分Ⅱ：政令月収 12.3 万円以下					
支援期間	最大 10 年間(ただし、補助総額は 480 万円以内)				
その他の 主な要件	<p>原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること 緩和</p> <p>ただし、セーフティネット住宅の要件等を満たす住宅(耐震性を有し、一定の面積[1名:原則 25 m²、2名:30 m²、3名:40 m²など]を有するなど居住環境が確保された住宅)に居住している者については、住み続けたまま家賃低廉化を受けることができる(別途所得要件等あり)ものとする【公募の適用除外】</p> <p>※セーフティネット住宅の登録要件等を満たす住宅に住んでいない方は、居住環境の向上※する住宅への住替えを促すこととして、別に引越し費用等に係る助成や住替え先での家賃低廉化補助などによる支援を行います。</p>				

拡充

※居住環境の向上とは、居住面積が広がる又は家賃の負担率(収入に対する家賃の割合)が低くなることをいいます。

2 家賃債務保証料等低廉化補助関係

- 大家等の住宅確保要配慮者受け入れへの不安を低減するため、**孤独死・残置物に係る保険料を新たに補助対象経費に追加**します。
- 住宅確保要配慮者の初期費用等の入居者負担の低減を図るため、**家賃低廉化補助金及び家賃債務保証料低廉化補助金を併用する場合の年間限度額を拡充**します。

補助対象者	家賃債務保証会社、 保険会社等
対象世帯	住宅困窮度が高い（政令月収が15.8万円以下で一定の要件を満たす）世帯
補助対象経費	家賃債務保証料、 孤独死・残置物に係る保険料 拡充
補助限度額	6万円/戸 拡充 ※家賃低廉化補助金と併用する場合 48万円/戸・年 ➡ 60万円/戸・年

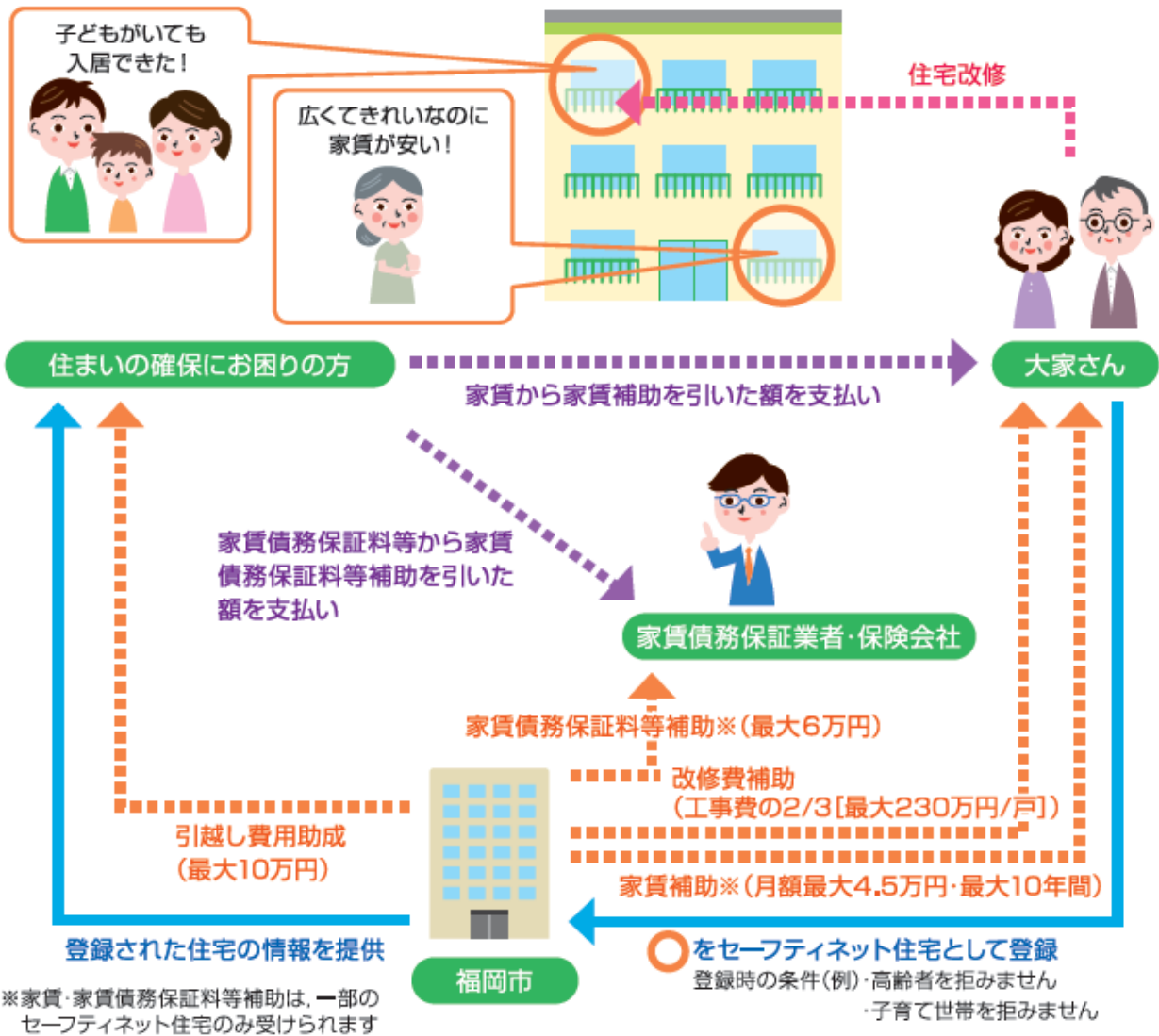
3 改修費補助関係

- 高齢者が居住しやすいセーフティネット専用住宅の確保を促進するため、バリアフリー改修工事のうち、**エレベーター等の設置を行う場合の限度額を200万円から230万円に拡充**します。
- 新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、**「新たな日常」に対応するための工事を新たに補助対象工事に追加**します。

補助対象工事	補助限度額*	補助率
① バリアフリー改修工事	200万円/戸	2/3
うちエレベーター等の設置	200万円/戸 ➡ 230万円/戸 拡充	
② 耐震改修工事	200万円/戸	
③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事		
④ 間取り変更工事		
⑤ 防火・消火対策工事		
⑥ 子育て世帯対応改修工事		
⑦ 「新たな日常」に対応するための工事	100万円/戸 拡充	
宅配ボックス、非対面式インターホン、 抗菌仕様ドアノブ、非接触型照明スイッチ、 換気設備及び自動ドアの設置		
⑧ 居住のために最低限必要と認められた工事	100万円/戸	
⑨ 居住支援協議会が必要と認める改修工事		
⑩ 上記工事に係る調査設計計画		

※複数の補助対象工事を行う場合でも、補助限度額は最大230万円/戸（補助対象工事の種類による）となります。

【参考】福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業 制度概要



セーフティネット専用住宅とは・・・

住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(＝セーフティネット住宅)として福岡市に登録する住宅のうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定する住宅。専用登録のため、住宅確保要配慮者以外の方は受け入れることができなくなりますが、当該事業に係る補助制度を活用することができる対象住宅となります。